

募集要項に関する質問書への回答（第2回）

標記の件、以下のとおり回答します。

| No. | 書類名  | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |     |   |  | 項目名                    | 質問   | 回答   |
|-----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|--|------------------------|--|--|
| 1   | 募集要項 | 21 | 2   | 2)  |     |     |   |  | 基準金利                   | 令和4年8月26日（金）の午前10時30分現在の基準金利（Refinitivより提供されている東京スワップリファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに揭示されているTONAベース10年もの（円/円）金利スワップレート）について公表いただけないでしょうか。  | センターホームページで公表します。  |
| 2   | 募集要項 | 22 |     |     |     |     |   |  | サービス購入料C・D<br>サービス購入料D | サービス購入料C・Dとして、「固定費（対象項目：人件費、事務費、保険料、SPC経費等の運営にかかわる諸費用及び修繕費等）」、「変動費（対象費目：燃料費、薬剤費等）」とありますが、括弧内の対象項目・対象費目は例を示しているものであり、各項目が固定費・変動費のどちらにあたるかは、廃棄物量の変動に応じた変動の有無を考慮して、事業者にて提案するものとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 3   | 募集要項 | 26 | 5   | 2)  | (1) | ①   |   |  | 物価変動                   | 「センター及びSPCは、 <u>設計・建設期間内</u> で事業契約締結の日から・・・（中略）・・・相手方に対して <u>設計・建設に係る費用</u> の変更を請求することができ・・・」とありますが、下記2点について確認させてください。<br><br>①現焼却施設の解体撤去工事に係る対価（サービス購入料A-4及びサービス購入料B-4）についても、物価変動による改定対象であるとの理解でよろしいでしょうか。<br><br>②サービス購入料A-4及びサービス購入料B-4について、物価変動に伴う費用変更請求ができる期間は、 <u>設計・建設期間内及び解体撤去工事期間内（令和5年3月から令和12年3月31日まで）</u> と考えてよろしいでしょうか。 | ①ご理解のとおりです。<br>②ご理解のとおりです。ただし、残工期2か月未満は対象外です。              |
| 4   | 募集要項 | 27 | 別紙1 | 5   | 2)  | (2) | ① |  | 運営に係る対価の改定方法           | ①改定方法 からの本文4行目に、「（改定の）対象となる業務ごとに算定を行い（中略）改定するものとする」とありますが、この対象となる業務には清掃汚泥等の運搬・処理業務も含まれていると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。なお、改定はC-1, D-1-1, D-1-2として行います。                  |
| 5   | 募集要項 | 27 | 別紙1 | 5   | 2)  | (2) | ② |  | 改定の手続き                 | サービス購入料の改定については、毎年度9月30日までの物価指数により、翌年度のサービス購入料が改定されますが、社会情勢等により急激な物価上昇の可能性もあります。そのような場合、ある一定基準以上の物価上昇の際、年度途中において改定出来るように定めることは可能でしょうか。   | 募集要項に示したとおりとしますが、協議には応じます。                                 |
| 6   | 募集要項 | 28 | 別紙1 | 5   | 2)  | (2) | ③ |  | 改定に用いる価格指数             | 改定に用いる価格指数を定めていますが、社会情勢等により急激な物価上昇の可能性もあります。そのような場合、ある一定基準以上の物価上昇の際、予め定めた価格指数ではなく、協議において改定出来るように定めることは可能でしょうか。   | 事業契約書に定めた価格指数において改定することを原則としますが、協議には応じます。                  |
| 7   | 募集要項 | 28 | 別紙1 | 5   | 2)  | (2) | ③ |  | 改定に用いる価格指数             | 清掃汚泥等の運搬・処理業務が改定対象となる場合、当該業務の主なコスト要素から、業務内容28頁の表内の人件費や燃料費の価格指数を検討基準とするということでしょうか。  | ご理解のとおりです。優先交渉権者決定後、事業契約締結までに、センターと協議した上で、事業契約書に定めるものとします。 |